愛と健康の
贈りもの

あなたのやさしさと思いやりで、
健康になれる人がいます。

献腎移植をお考えの方へ

新規登録についてのご案内〈和歌山県〉

(財)和歌山県角膜・腎臓移植推進協会

はじめに

和歌山県内で人工透析を受けている患者さんは２千数百人いらっしゃいますが、

この内、献腎移植を希望される方は百数十人となっており、

これらの方々は年々増加してきております。

今日まで死後腎臓を提供される方は、

献腎移植を希望される患者さんに比べあまり多くありませんでした。

しかしながら、現在、臓器提供の意思表示機会の拡大に向けて、

行政等による臓器移植の普及啓発等が全国的に展開されているところです。

社団法人 日本臓器移植ネットワークは、死後臓器を提供してもよいという方と

臓器の移植を受けたいという方との橋渡しを行う国内で唯一の機関です。

現在人工透析を受けている方で登録を希望される方は、

主治医と相談して移植施設を受診の上、

あらかじめ社団法人 日本臓器移植ネットワークに登録しておく必要があります。

このパンフレットは、献腎移植希望登録について出来るだけわかりやすく解説したものです。

これから献腎移植をお考えの方々に少しでもお役にたてれば幸いです。

index

1 和歌山県の医療機関で献腎移植を希望される方へ…P.03-04

1-1 新規登録の流れ

① 透析施設にて
② 移植施設診察予約
③ 移植施設受診
④ 検査料及び登録料の振込
⑤ 必要書類の提出（郵送）
⑥ 登録完了

1-2 組織適合性（HLA）検査について

2 組織適合性（HLA）検査料の一部助成及び新規登録料の免除について …P.05

2-1 組織適合性（HLA）検査料の一部助成について

2-2 新規登録料の免除規定について

3 献腎移植の登録が完了した後について …P.06

3-1 献腎移植の登録後必要な手続き

① 登録更新の手続き
② 血清保存のための採血
③ 登録データの変更

3-2 移植後について

4 膵臓移植・膵腎同時移植等の登録について …P.07

4-1 膵臓の役割と糖尿病

4-2 膵臓移植・膵腎同時移植の適応

4-3 膵臓移植・膵腎同時移植の登録方法

4-4 肝臓移植・肝腎同時移植の登録方法

5 日本の献腎移植の現状 …P.08

6 献腎移植のシステムについて …P.08

7 実際に献腎移植を受けた時にかかる費用 …P.09

7-1 移植手術・治療にかかる費用

7-2（社）日本臓器移植ネットワークへの費用

① リンパ球交差試験用血清運搬費
② 腎臓運搬費と摘出医師派遣費
③ コーディネート経費

連絡先・窓口一覧 …P.10

1

和歌山県の医療機関で献腎移植を希望される方へ

献腎移植を希望する場合、(社)日本臓器移植ネットワークに登録が必要です。
実際に臓器提供者が現れた時に、登録されたデータを基に移植を受ける候補者が選び出されます。

1-1 新規登録の流れ

① 透析施設にて

●透析を受けている施設の先生に登録希望を申し出てください。

1)透析施設で「腎臓移植希望者登録用紙」を受け取ります。
2)登録用紙の「本人記入欄」に必要事項を記入してください。
3)あなたが移植手術を希望する施設を記入してください。
※和歌山県内で献腎移植を行っている施設は次の2カ所です。
《和歌山県立医科大学附属病院》《日本赤十字社和歌山医療センター》
4)透析施設の先生に医師記入欄(血液型・感染症・透析方法・既往歴・合併症・輸血歴など)を記入していただいてください。
5)透析施設の先生に「血液型検査結果(A・B・O・AB型がわかる)の写し」やできれば「紹介状」をもらってください。

② 移植施設診察予約

●希望する移植施設を予約します。

施設により若干の違いがありますので、必ず、ご自分で各施設の泌尿器科外来に直接お問い合わせください。

和歌山県立医科大学附属病院　TEL.073-447-2300(代表)
日本赤十字社和歌山医療センター　TEL.073-422-4171(代表)

③ 移植施設受診

●移植施設で受診します。

1)受診日には、「腎臓移植希望者登録用紙」、「血液型検査結果の写し」、「健康保険証」、「障害者手帳」などを持参します。「診察券」、「紹介状」があれば、それも持参します。
◎各施設でカルテを作ります。(通常の診察と同じです)
◎診察を受け、必要があれば検査等も行います。
2)診察後、移植を受けることに問題なしと診断された方は、(社)日本臓器移植ネットワークに登録するため、組織適合性(HLA)検査及び血清(血液)保存のための採血を行います。採血量は20mℓ程度です。(04ページ参照)
3)移植医より「腎臓移植希望者登録用紙(必要事項記入済)」、「血液型検査結果の写し」及び必要書類の入った「封筒」が渡されます。

④ 検査料及び登録料の振込

●検査料及び登録料を振り込んでください。

1)組織適合性(HLA)検査料(30,000円)の納入(振込)。
※組織適合性(HLA)検査料の一部助成制度があります。領収書は助成申請の際に必要ですので、大切に保管してください。(詳しくは05ページ参照)
2)新規登録料(30,000円)の振込又は登録料免除手続き。

⑤ 必要書類の提出（郵送）

●（財）和歌山県角膜・腎臓移植推進協会へ下記の書類を提出（郵送）してください。

1）新規登録に必要な書類
◎腎臓移植希望者登録用紙（記載漏れがないかを確認）
◎血液型検査結果の写し
※協会から日本臓器移植ネットワークに新規登録の申請をします。

2）組織適合性（HLA）検査料一部助成（10,000円）に必要な書類
◎納入通知書（納付書）兼領収証書の写し
◎組織適合性（HLA）検査料の助成金交付申請書
◎本人名義の預金通帳の写し

⑥ 登録完了

●（社）日本臓器移植ネットワークで登録完了後、約10日前後でご本人様宛に「腎臓移植希望登録手続き完了のお知らせ」が送付されます。

1-2 組織適合性（HLA）検査について

1）組織適合性（HLA）検査の必要性について
HLAはヒトの白血球のタイプ（型）をあらわすもので、一人一人タイプが違います。
そのため、HLAは、体内に異物が入ってきたらタイプの違いを認識して排除しようとし、発熱や血圧上昇などの拒絶反応として現れます。献腎移植には、提供者との適合性が選択基準上重要であり、このため、組織適合性（HLA）検査が必須となります。
また、臓器提供者の血液（リンパ球）と移植候補者の血液（血清）を混ぜ合わせて、拒絶反応が起こらないことを確認するリンパ球交差試験（06ページ参照）に備えて、血清を保存しておくための採血が必要です。

2）採血後、HLA検査施設に指定されている兵庫県立西宮病院に搬送して検査が行われます。

3）検査料は30,000円必要で自費となります。（健康保険適用外）

4）組織適合性（HLA）検査料として「納入通知書（納付書）兼領収証書」が渡されますので、できるだけ早く金融機関の窓口で納入（振込）してください。
◎指定金融機関は、三井住友銀行、みなと銀行本支店です。
◎他の金融機関（紀陽銀行等）でも納入（振込）できますが、手数料がかかります。
◎ゆうちょ銀行では取り扱っておりません。
※移植施設（県立医大・日赤）の会計で支払うことはできません。

5）組織適合性（HLA）検査には一部助成があります。
詳しくは05ページの「組織適合性（HLA）検査料一部助成について」をご覧ください。

2

組織適合性（HLA）検査料の一部助成及び新規登録料免除規定について

2-1 組織適合性（HLA）検査料の一部助成について

●（財）和歌山県角膜・腎臓移植推進協会から、組織適合性（HLA）検査料の一部（10,000円）が助成されます。
協会を窓口として登録希望者からの助成申請を受け付けています。

※但し、初回検査料のみが対象となります。
注）この助成は単年度事業です。新年度（4月1日以降）には助成基準、事業継続の可否について見直しを行いますので、前年度に申請された方と同様の助成を受けられない場合があります。年度末（3月）に申請される方は、なるべく早く申請手続きをお願いいたします。

助成対象

和歌山県内の移植施設を希望されている方

申請に必要な書類

1）組織適合性（HLA）検査料の助成金交付申請書
2）組織適合性（HLA）検査料の領収証書の写し
3）振込口座が分かる預金通帳の写し（本人名義に限る）
※助成金は本人名義の銀行口座にのみ振込いたします。
※書類審査、口座振込に若干日数を要しますがご了承ください。
※書類不備の場合には支給できないこともありますので、正確にご準備ください。

問い合わせ・提出先

（財）和歌山県角膜・腎臓移植推進協会
〒640-8262.和歌山市湊通丁北1丁目2-1
TEL.073-424-7130

2-2 新規登録料免除規定について

●下記の1）または2）に該当する方は新規登録料が免除されます。
必要書類を（社）日本臓器移植ネットワーク医療本部に郵送してください。

1）生活保護世帯の方/必要書類：生活保護受給世帯証明書（発行機関：福祉事務所）
2）住民税非課税世帯の方※㋑・㋺の両方が必要となります。
㋑同居世帯全員の記載のある住民票（発行機関：市町村役場）
㋺同居世帯全員の非課税証明書（発行機関：市町村役場）

※新規登録料は、医療費控除の対象になります。

問い合わせ・提出先

（社）日本臓器移植ネットワーク 医療本部
〒105-0001.東京都港区虎ノ門1-5-16　晩翠ビル3階
TEL.03-3502-0551

3

献腎移植の登録が完了した後について

3-1 献腎移植の登録後に必要な手続き

① 登録更新の手続き

献腎移植登録を継続されるか否かの確認のため、(社)日本臓器移植ネットワークより「登録更新のお知らせ」が年に1回(2月頃)送付されます。連絡先など現在登録されている内容の確認や、透析施設や移植施設の担当医師による医学的状態の確認のためです。
更新手続きには5,000円が必要です。
新規登録料と同様に、生活保護世帯または住民税非課税世帯の方は更新料が免除されますので、振り込みを行わずに、05ページに記載の必要書類を(社)日本臓器移植ネットワーク宛にお送りください(必要書類の提出は更新のたびに必要です)。

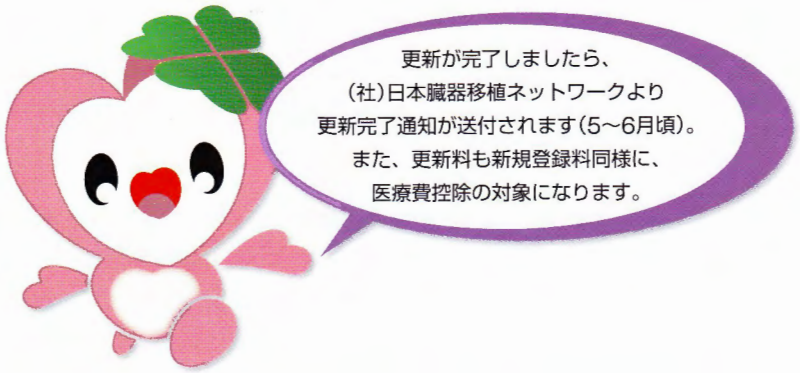

② 血清保存のための採血

移植候補者に選定された場合に行われるリンパ球交差試験に備え登録者の方の血液を凍結保存しています。保存血清の交換は年に1回必要です。更新手続きとあわせて行われておりますが、詳細は更新手続きのご案内の際にご確認ください。

リンパ球交差試験とは … 臓器提供者の血液と移植候補者の血液(血清)を混ぜ合わせて、拒絶反応が起こらないことを確認するための検査

③ 登録データの変更

住所・電話番号・緊急連絡先・透析施設等の変更があった場合や生体腎移植を受けられた場合には、ただちに(社)日本臓器移植ネットワークまでご連絡をお願いいたします。

3-2 移植後について

移植後の登録状況について

移植を受けられると登録データの転帰は「移植希望」→「移植済み」と変更され、希望登録は継続されません。再度移植登録を希望される場合はもう一度、新規登録を行う必要があります。(移植腎機能が発現しなかった場合も同様です)

4

膵臓移植・膵腎同時移植等の登録について

4-1 膵臓の役割と糖尿病

膵臓は、血糖を一定に保つ役割のインスリンを分泌しますが、インスリンの分泌が低下するとインスリン依存型(Ⅰ型)糖尿病になります。このインスリン依存型糖尿病は、主に幼児から15歳以下の小児期に比較的急激に発症することが多く、かつては「若年型糖尿病」とも呼ばれていました。
一方で、インスリンの血糖を下げる作用が弱くなって発症するインスリン非依存型(Ⅱ型)糖尿病がありますが、遺伝的要因のほかに、エネルギーの過剰摂取や栄養の偏った食生活・運動不足・ストレスが大きくかかわっています。このタイプは40歳以降に発症することが多く、日本人の糖尿病の90%以上を占めています。糖尿病の治療法として、食事療法・運動療法・血糖降下剤・インスリン注射などが行われますが、血糖のコントロールが困難な状態で長期にわたると、心筋梗塞・脳梗塞・腎不全や視力障害が引き起こされます。

4-2 膵臓移植・膵腎同時移植の適応

インスリン依存型糖尿病で、インスリン注射などの内科的治療では血糖調節が困難であり、なおかつ、糖尿病性腎症により透析が必要な場合は、膵腎同時移植を受けることにより、インスリン及び透析から離脱し生活の質(QOL)が改善されることが期待されます。
また、インスリン依存型糖尿病で、既に腎臓移植を受けているが、血糖調整が困難であったり、糖尿病による合併症の進行が危惧される場合は、膵臓移植を受けることによりインスリン離脱が期待されます。このような場合に、膵腎同時移植や膵臓移植の適応があると考えられます。

4-3 膵臓移植・膵腎同時移植の登録方法

膵臓移植・膵腎同時移植を希望し登録を行うためには、主治医と相談し、主治医より認定された移植実施施設にお問い合わせください。移植の適応の有無を評価した上で、(社)日本臓器移植ネットワークへの登録となります。
登録の際は、膵臓と腎臓のそれぞれで新規登録料・更新料が必要となります。

4-4 肝臓移植・肝腎同時移植の登録方法

肝不全と腎不全を合併している方は、肝腎同時移植登録ができるようになりました。詳しくは、(社)日本臓器移植ネットワークへお問い合わせください。

5 日本の献腎移植の現状

献腎移植とは、脳死または心臓停止後の提供者からの腎臓移植です。
わが国では毎年約200人前後の献腎移植が行われています。しかし、献腎移植希望登録者数(全国で約12,000人)からみると、残念ながら臓器提供者が少ない状況です。今後いかにして移植医療を定着させ、献腎移植を増やすことができるかが大きな問題となっています。
2010年に移植を受けられた方の平均待機日数(登録日から移植日までの期間)は、全体で5,616日(約15年)でした。16歳未満の小児で525日(最長909日/最短125日)、16歳以上では5,700日(最長11,123日/最短2,697日)でした。
2010年12月末時点における生存率は98.9%、生着率は94.0%でした。
※なお、最新のデータは(社)日本臓器移植ネットワークのホームページに掲載されています。

6 献腎移植のシステムについて

あなたが献腎移植を希望する場合には、(社)日本臓器移植ネットワークに登録をする必要があります。「臓器の移植に関する法律」の基本理念では、臓器移植を必要とする方に対して、適正かつ公平に移植されるようにうたわれています。実際に臓器提供者が現れた時には登録されているデータを基にし、下記の基準に従って移植候補者が選定されます。

腎臓移植希望者選択基準―(2011年3月15日適用)

●前提条件

1)ABO式血液型の一致及び適合(一致の方が優先)
2)リンパ球交差試験(全リンパ球又はTリンパ球)陰性

●優先順位

上記の前提条件を満たす移植候補者に対して下記のポイントを計算します。合計ポイント数の高い移植候補者が選定され、移植についての意思確認を行います。なお、親族は下記1)～4)に関係なく最優先されます。

1)搬送時間:★同一都道府県内:12点/近畿ブロック内〈和歌山・滋賀・京都・大阪・奈良・兵庫〉6点
腎臓に血流がない時間(総阻血時間)を短くするために提供者発生施設と同一都道府県の移植施設を希望している方のポイントが高くなります。

2)HLA型の不適合数:★16.1点～0点
提供者のHLA型と適合していない数(不適合:ミスマッチ数)が少ない方のポイントが高くなります。

3)待機日数:★11年目まで1点/1年、以降はなだらかに増加
長く待機されている移植希望登録者のポイントが高くなります。透析日数ではなく、(社)日本臓器移植ネットワークに登録している日数です。

4)未成年者:★16歳未満14点、16歳～20歳未満12点
20歳未満の移植希望登録者には、ポイントが加算されます。

提供者が現れた場合、この選択基準により移植候補者となった上位数名の方に、連絡が入ります。その時に移植を受ける意思があるかどうかの確認がなされます。移植を受ける意思があり、リンパ球交差試験が陰性であった上位1～2名の候補者に移植が決定され、決定後、移植病院または移植コーディネーターから入院等の今後の予定について連絡が入ります。移植の意思確認の連絡は、休日・深夜を問いません。連絡がつかない場合は、一定の時間を超えたら候補者から外れることもありますので、必ず連絡がつくようにしてください。

7

実際に献腎移植を受けた時にかかる費用

7-1 移植手術・治療にかかる費用

献腎移植の費用は基本的には保険が適用されますが、あなたの受けている公費負担制度により自己負担額が異なります。
個室の差額ベッド代等に関しましては自己負担となりますので、詳しくは移植施設にお尋ねください。

7-2 (社)日本臓器移植ネットワークへの費用

診察報酬支払制度および(社)日本臓器移植ネットワークの規定に基づき、移植手術を受けられた後に下記の費用が必要です。
リンパ球交差試験用血清搬送費・腎臓搬送費・摘出医師派遣費(交通費)・コーディネート経費は、移植を受けた患者様の自己負担となります。

① リンパ球交差試験用血清搬送費

腎臓移植の候補になったときに、移植候補者の血清を保存している施設からリンパ球交差試験を行う施設まで血清を搬送することがあり、搬送費の実費が自己負担となります。

② 腎臓搬送費と摘出医師派遣費

これらの費用が発生した場合の実費は自己負担となります。ただし、医療保険の療養費として扱われ、所定の手続きをしていただければ全額もしくは、一部還付される場合があります。
ご自身の加入されている健康保険の窓口へお問い合わせください。
◎腎臓搬送費とは…腎臓を提供施設から移植施設まで搬送するのに要した費用
◎摘出医師派遣費とは…腎臓を摘出する医師が提供施設まで移動するのに要した費用

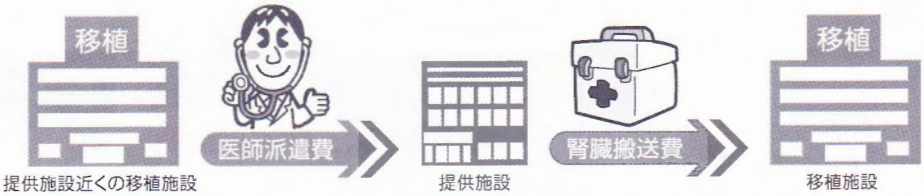

③ コーディネート経費(100,000円)

臓器提供の際に発生する諸経費(ドナーコーディネーター派遣旅費・人件費・医療専門職や顧問医師の人件費、緊急車輌費・通信費・情報管理費など)の一部が自己負担となります。ただし、下記に該当する場合は免除または返納されます。

1)移植日より満3ヶ月以内に、移植をした腎臓の機能が廃絶したと医師が書面をもって証明した場合
2)移植者自身が生活保護世帯または住民税の非課税世帯でありその公的証明がある場合

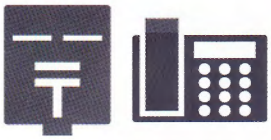

連絡先窓口一覧

移植登録施設

施設名／住所	電話
日本赤十字社和歌山医療センター 泌尿器科 〒640-8558 和歌山市小松原通り4丁目20	073-422-4171
和歌山県立医科大学附属病院 泌尿器科 〒641-8510 和歌山市紀三井寺811-1	073-447-2300

移植希望登録・相談

窓口／住所	電話
(社)日本臓器移植ネットワーク 医療本部 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-5-16 晩翠ビル3階	03-3502-0551
(社)日本臓器移植ネットワーク 西日本支部 〒530-0003 大阪府大阪市北区堂島3-1-21 NTTデータ堂島ビル20階	06-6455-0504
(財)和歌山県角膜・腎臓移植推進協会 和歌山県臓器移植コーディネーター 〒640-8262 和歌山市湊通丁北1丁目2-1	073-424-7130

支払費用・助成・免除に関する窓口

支払費用・助成・免除内容	窓口／住所	電話
HLA検査料及び一部助成	(財)和歌山県角膜・腎臓移植推進協会 〒640-8262 和歌山市湊通丁北1丁目2-1	073-424-7130
新規登録料 登録更新料 新規登録料・登録更新料の免除 コーディネート経費の免除	(社)日本臓器移植ネットワーク医療本部 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-5-16 晩翠ビル3階	03-3502-0551

(財)和歌山県角膜・腎臓移植推進協会
〒640-8262 和歌山市湊通丁北1丁目2-1
TEL.073-424-7130 / FAX.073-426-1251
http://www9.ocn.ne.jp/~ekbank/